案 件 名	吹田市地域生	活支援事業実施規則の一部改正の骨子案
政策等の案の題名	吹田市地域生活支援事業実施規則の一部改正の骨子案	
政策等の案の 趣旨と概要	吹田市地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第3項並びに第78条第1項に基づき、本市が実施主体となり、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施することができる事業です。 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスでは、就労している重度障がい者等の通勤や職場での身体介護(移動、食事、トイレなど)等の支援は認められておらず、就労する意欲がある重度障がい者等の就労が一部で困難になっている状況があり、重度障がい者等に対する就労支援が求められています。 そこで、重度障がい者等の就労機会の拡大を図るため、本市が実施する地域生活支援事業に、新たな事業として、雇用施策と連携し、重度障がい者等に対して通勤や職場での身体介護等の支援を行う重度障害者等就労支援特別事業を追加します。 本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている 18歳以上の方を予定しています。	
意見募集案と 関連資料	11111	吹田市地域生活支援事業実施規則の一部改正の骨子案
	関連資料	吹田市地域生活支援事業実施規則(現行)
	上記の案と資料は、次の場所でも配布しています。  1. 吹田市役所 低層棟 1 階 障がい福祉室 (115番窓口)  2. 吹田市役所 低層棟 2 階 市民自治推進室 (219番窓口)横パブリックコメント専用ラック  3. 障がい者相談支援センター (内本町、片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺、亥の子谷、千里ニュータウン)	
意見提出者	1. 市内に住	む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人
	2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 3. 上記のほか、本規則が定められることによって何らかの影響を受ける可能性が ある個人又は団体	
意見提出期間	令和6年(2024年)1月4日(木曜日)~令和6年(2024年)2月2日(金曜日) 必着	
意見提出方法と 提出先	郵送	〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市 福祉部 障がい福祉室 基幹担当
	ファックス	06-6385-1031 吹田市 福祉部 障がい福祉室 基幹担当
	電子メール	<u>kikan-shogai@city.suita.osaka.ip</u> 吹田市 福祉部 障がい福祉室 基幹担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	電子申込 システム	吹田市電子申込システム
		吹田市役所 低層棟1階 (115番窓口)
	直接提出	吹田市 福祉部 障がい福祉室 基幹担当 受付は、月曜日から金曜日まで(祝日の1月8日を除きます。)の
	± 0 = 0 × 4	午前9時から午後5時30分までです。
	意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。	
注意事項	1. ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。 2. 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者(具体的な利害関係もお書きください)」のいずれかを必ず明記してください。 3. ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 4. お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。 5. 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。 6. お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和6年(2024年)3月下旬頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。	
問い合わせ先	吹田市 福祉部 障がい福祉室 基幹担当 電話: 06-6384-1348	